第30表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員 一試験観察の種類別行為時年齢別(うち前処分あり)一全家庭裁判所

行為時年齡	試	験	観	ğ σ	種	類
	総	法	法	25	<b>a</b> 2	項
		25	1	2	3	号 4)
		条			補	身
		1			導	柄
					Ø	付
	数	項 1)	号 2)	号 3)	み	き
総数	1 042	92	620	13	113	204
14 歳 14 15 16 17 18 19 20 歳 以不 年 齢 不	18 106 146 212 220 221 119	3 9 14 16 12 20 18	11 80 86 132 121 127 63	1 -3 2 2 2 3 2 -	1 8 21 24 29 21 9	2 9 22 38 56 50 27
うち前処分あり 5)						
総 数	473	33	285	5	36	114
14 歳 未 14 15 16 17 18 19 20 歳 以不 年 6	15 45 110 111 125 67	- 3 11 4 7 8	13 23 70 65 77 37		- 1 4 9 11 5 6	1 13 20 30 34 16

- 1) 家庭裁判所調査官の観察に付すること。 2) 家庭裁判所調査官の観察と併せて遵守事項を定めてその履行を命ずること。 3) 家庭裁判所調査官の観察と併せて条件を付けて保護者に引き渡すこと。 4) 家庭裁判所調査官の観察と併せて適当な施設,団体又は個人に補導を委託すること。 5) 第19表脚注 2) 参照